

## 入札監理小委員会における審議結果報告

### 経済産業省 電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務

経済産業省の「電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### 1. 事業の概要

- 選定の経緯としては、各省庁・独立行政法人に対し、行政情報ネットワークシステム関連業務について、市場化テストの一斉導入が求められ、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において選定された案件である。今回、市場化テスト「2 期目」の継続案件である。
- 当該業務は、経済産業省所管の行政手続きについて、オンラインによる申請・届出を、原則として 24 時間 365 日受け付けるシステムを安定稼働させるために必要な設定、稼働状況の監視、障害対応等の運用に係る業務及びシステムに係る問い合わせ対応等の技術支援を行う業務を業務内容とするものである。
- 事業期間は、4 年間（平成 30 年 4 月から平成 34 年 3 月）である。

#### 2. 事業の評価を踏まえた対応について

##### 【論点】

- ①現行事業の入札は 1 者応札であり、次期入札において、複数者からの応札を得られるような取り組みを実施する必要がある。
- ②応札者が業務の工数を見積もれるように「業務日誌」等の情報を開示してはどうか。

##### 【対応】

- ①参加資格の等級の緩和（「A」又は「B」→「A」、「B」又は「C」の等級）。（資料 6 - 2 : P. 8 / 67、P. 52 / 67、P. 56 / 67）
- ②閲覧が可能な資料をリスト化して具体的に提示した。（資料 6 - 2 : P. 33 / 67）
- ③入札不参加者へのヒアリング結果で、「他社が構築したシステムの保守・運用に携わることには抵抗感がある」との回答を得たため、今次業務では、障害対応のプログラム改修までは業務範囲とはせず、原因究明や対処方法の提案を行うことまでを業務範囲とすることとした。（資料 6 - 2 : P. 3 / 67）

#### 3. 実施要項（案）の審議結果について

##### 【論点】

- ①請負業者の要員の「常駐」について、「常駐」を要件としないことを検討して頂きたい。
- ②システムのハードウェアを政府プラットフォームに移行することに伴い、業務の範囲に変更があるが、新たに生じる業務と無くなる業務の想定量について、開示

することを検討して頂きたい。

**【対応】**

- ①「政府共通ネットワークが利用出来る環境から、本システムに接続でき、業務内容を滞りなく遂行できるようであれば、常駐でなくとも可。」と追記し、一定の条件の下で要員が常駐しないことも許容。(資料6-2 : P. 39 / 67)
- ②別紙1の「1 従来の実施に要した経費」の注意事項の欄に、想定する工数を追記。(資料6-2 : P. 23 / 67)

**4. パブリック・コメントの対応について**

平成 29 年 9 月 23 日から 10 月 2 日まで意見募集を行い、21 件の意見提出があった。このうち、17 件については語句等の修正に係るものであり、修正を行った。残り 4 件については、①用語の定義の追記を 1 件 (資料 6-2 : P. 44 / 67)、②要件の変更を 1 件 (資料 6-2 : P. 41 / 67)、③評価項目を追加する変更を 1 件 (資料 6-2 : P. 66 / 67)、④要件を明確化させる回答を 1 件、それぞれ行っている。

以 上